

令和7年9月9日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

長期使用の扇風機についての注意喚起、電動アシスト自転車に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件  
（うちガスこんろ（都市ガス用）1件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因が疑われる事故 2 件  
（うち電動アシスト自転車2件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、  
製品起因か否かが特定できていない事故 18 件  
（うちエアコン（室外機）2件、布団乾燥機1件、  
フードミキサー（フードプロセッサ）1件、エアコン1件、  
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、椅子1件、  
電動アシスト自転車1件、液晶テレビ1件、電気掃除機（自走式）1件、  
映像録画装置（防犯カメラ用）1件、食器洗い乾燥機1件、  
扇風機1件、電動工具（ブロアー）1件、噴霧機（充電式、携帯型）2件、  
ドローン1件、レーザー墨出し器1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件  
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) 長期使用の扇風機についての注意喚起

(管理番号：A202500575)

#### ①事象について

飲食店で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、調査中です。

※当該製品は長期使用（50年以上）された製品

#### ②使用者への注意喚起

長期使用の古い扇風機は、モーター、コード、コンデンサー等の電気部品の経年劣化により出火に至るおそれがあります。

御使用の際に、次のような症状がある場合は、すぐに使用を中止し、電源プラグをコンセントから外して、製造事業者等に御相談ください。



- 電源コードが折れ曲がったり破損している。
- 電源コードに触れると、ファンが回ったり回らなかったりと動きが不安定である。

また、扇風機を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜いてください。古い扇風機では、電源が入っているにもかかわらず、ファンが回っていないことでスイッチが「切」の状態になっていると誤認することがあり、そのまま放置すると出火に至るおそれがありますので御注意ください。

③消費者庁及び独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）の注意喚起

・消費者庁

「扇風機等の家電製品の経年劣化事故に御注意ください」

（2016年6月14日公表）

ウェブサイト：[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/pdf/160614kouhyou\\_1.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160614kouhyou_1.pdf)

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）

「扇風機やエアコンの思わぬ火災を防ぐには？～古い扇風機や、エアコンの電源コードに注意～」

（2018年6月28日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000091549.pdf>

「エアコン・扇風機の事故に注意～6月から急増！火災事故～」

（2019年6月27日公表）

ウェブサイト：<https://www.nite.go.jp/data/000099435.pdf>

(参考) 長期使用の扇風機について注意喚起を行っている主な製造事業者及び問合せ先

ブランド名	製造事業者名	URL/問合せ先
SANYO  日本電気  ゼネラル	三洋電機株式会社	<a href="https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/psef080430.html">https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/psef080430.html</a> 扇風機相談室 電話番号：0120-34-0979 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。） ※同社では、昭和52年以前の扇風機について、使用の中止を呼び掛けています。次のURLで該当機種か否かがチェックできます。 <a href="https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/pdf/psef080430_list_s.pdf">https://www.panasonic.com/jp/company/sanyo/info/pdf/psef080430_list_s.pdf</a> <次の事業者でも注意喚起を行っています。> 日本電気株式会社 <a href="http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html">http://www.nec.co.jp/news/info/20070824.html</a> 株式会社富士通ゼネラル <a href="https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/">https://www.fujitsu-general.com/jp/i_info/fan/</a>
SHARP	シャープ株式会社	<a href="https://jp.sharp/support/safety/fan_info.html">https://jp.sharp/support/safety/fan_info.html</a> お客様相談センター 電話番号：0120-078-178（固定電話、PHS） 0570-550-449（携帯電話） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
TOSHIBA	東京芝浦電気株式会社（現 東芝ホームテクノ株式会社）	<a href="https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm">https://www.toshiba-tht.co.jp/info/070907_j.htm</a> 東芝生活家電ご相談センター 電話番号：0120-1048-76 0570-0570-33（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～18:00 日曜・祝日：9:00～17:00（事業者休日を除く。）
National	松下精工株式会社（現 パナソニックエコシステムズ株式会社）	<a href="https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/e-fan.html">https://panasonic.co.jp/hvac/pes/info/important/e-fan.html</a> 長期使用扇風機の相談窓口 電話番号：0120-880-107 受付時間：9:00～12:00/13:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）
HITACHI	株式会社日立製作所（現 日立グローバルライフソリューションズ株式会社）	<a href="https://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html">https://kadenfan.hitachi.co.jp/lng_hyoji/elfan/index.html</a> 日立長期使用製品安全表示制度窓口 電話番号：0120-3121-11 050-3155-1111（携帯電話、PHS） 受付時間：月曜～土曜：9:00～17:30 日曜・祝日：9:00～17:00（年末年始を除く。）
富士電機 Fuji Electric	富士電機株式会社	<a href="https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html">https://www.fujielectric.co.jp/contact/index_fan.html</a> 広報担当部門 電話番号：0120-12-6504（携帯電話、PHS利用可） 受付時間：9:00～17:00（土日祝日を除く。） 同時間帯以外でお急ぎの方 電話番号：0120-24-9277
MITSUBISHI	三菱電機株式会社	<a href="https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html">https://www.mitsubishielectric.co.jp/oshirase/naganen_kaden/kisyu01.html</a> 問合せ窓口 電話番号：0120-490-499 受付時間：9:00～17:00（土日祝日・事業者休日を除く。）

(2) ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）について

（管理番号：A202500568、A202500569）

①事件事象について

ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車のバッテリーを充電中、バッテリー及び周辺を焼損する火災が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、電池パックの不具合により、発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、バッテリー内部の劣化等により、バッテリー内部から発火する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）4月5日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：製品名、バッテリー型番、販売期間、対象台数

製品名	バッテリー型番	販売期間	対象台数
YAMAHA 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（X0T型）12.3Ah （販売：ヤマハ発動機株式会社）	X0T-00 X0T-20	2016年 8月 ～ 2022年 3月	230,534
YAMAHA 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（X0U型）15.4Ah （販売：ヤマハ発動機株式会社/豊田 TRIKE 株式会社）	X0U-00 X0U-20		14,302
BRIDGESTONE 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（C301型）12.3Ah （販売：ブリヂストンサイクル株式会社/ 株式会社あさひ「LOUIS GARNEAU ブランド」）	X0T-10 X0T-30		58,952
BRIDGESTONE 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（C400型）15.4Ah （販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	X0U-30		1,872
合 計			305,660

2022年（令和4年）4月5日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：68.0%（2025年8月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2016 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2025年度	6	火災	2020年度	4	火災
2024年度	7	火災	2019年度	0	—
2023年度	9	火災	2018年度	0	—
2022年度	20	火災	2017年度	0	—
2021年度	14 1	火災 火災・軽傷	2016年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202500568、A202500569）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

バッテリー本体に貼り付けられているラベルに記載の『バッテリー型番』及び『製造ロット』の両方が一致した場合は、無償交換の対象製品となります。

※対象製造ロットに記載のないバッテリーは、無償交換の対象外です。

<バッテリー型番と製造ロット記載位置>



<無償交換対象製品のバッテリー型番>

販売者	バッテリー型番
ヤマハ発動機販売株式会社	XOT-00、XOT-20 XOU-00、XOU-20
ブリヂストンサイクル株式会社	XOT-10、XOT-30 XOU-30
豊田TRIKE株式会社	XOU-20
株式会社 あさひ (LOUIS GARNEAUブランド)	XOT-10、XOT-30

<無償交換対象製品の製造ロット>

BUK1	UH24	UK02	UL16	VB02	VC01	VD05	VF05	VG12	VI04	VJ07	VK28	YVC1
BUK2	UH26	UK04	UL17	VB03	VC02	VD08	VF06	VG13	VI05	VJ09	VK29	YVC3
BUL2	UI05	UK06	UL19	VB04	VC03	VD10	VF07	VG14	VI07	VJ12	VK30	YVD0
BVA0	UI06	UK07	UL20	VB07	VC04	VD11	VF08	VG17	VI08	VJ13	VL01	YVD1
BVB1	UI14	UK08	UL21	VB08	VC08	VD17	VF09	VG18	VI09	VJ14	VL05	YVD2
BVB2	UI16	UK10	UL22	VB09	VC09	VD18	VF10	VG21	VI11	VJ16	VL06	YVE0
BVC0	UI17	UK11	UL24	VB10	VC10	VD21	VF13	VG22	VI12	VJ17	VL07	YVE1
BVC1	UI19	UK14	UL26	VB11	VC11	VD24	VF14	VG24	VI13	VJ18	VL15	YVE2
BVC2	UI23	UK18	UL27	VB12	VC12	VD28	VF15	VG25	VI15	VJ20	VL18	YVF0
BVC3	UI24	UK19	UL28	VB13	VC13	VE02	VF17	VG27	VI16	VJ23	VL19	YVF2
BVF0	UI27	UK21	UL29	VB14	VC14	VE03	VF19	VH01	VI18	VJ24	VL21	YVG1
BVI0	UI30	UK22	VA03	VB15	VC15	VE10	VF20	VH07	VI19	VJ25	VL22	YVH1
BVJ0	UJ06	UK23	VA04	VB16	VC16	VE13	VF21	VH08	VI20	VJ26	VL28	YVI1
BVJ1	UJ07	UK24	VA05	VB17	VC17	VE15	VF22	VH10	VI21	VJ30	WB23	YVI3
UH09	UJ11	UK28	VA09	VB18	VC18	VE19	VF24	VH11	VI22	VJ31	WC05	YVJ0
UH11	UJ13	UK30	VA11	VB19	VC20	VE20	VF26	VH12	VI23	VK06	WC06	YVJ1
UH12	UJ14	UL01	VA12	VB20	VC21	VE22	VF27	VH15	VI25	VK07	WD04	YVJ2
UH13	UJ17	UL02	VA14	VB21	VC23	VE23	VG03	VH16	VI26	VK14	WF01	YVL2
UH15	UJ18	UL03	VA16	VB22	VC24	VE25	VG04	VH18	VI27	VK17	WL29	
UH16	UJ25	UL05	VA18	VB23	VC25	VE26	VG06	VH19	VI28	VK20	YUI1	
UH17	UJ26	UL06	VA20	VB24	VC28	VE27	VG07	VH20	VI29	VK22	YVA0	
UH19	UJ28	UL07	VA21	VB25	VC29	VE31	VG08	VH24	VI30	VK23	YVB1	
UH22	UJ31	UL08	VA22	VB26	VC30	VF01	VG10	VH28	VJ02	VK24	YVB2	
UH23	UK01	UL14	VA24	VB27	VD01	VF03	VG11	VH30	VJ05	VK27	YVC0	

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ヤマハ発動機株式会社及び豊田 TRIKE 株式会社のバッテリーをお持ちの方

ヤマハ発動機「PAS」バッテリー（X0T/X0U）無償交換 お客様コールセンター

電話番号：0120(772)780

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2022-04-05/>

ブリヂストンサイクル株式会社及び株式会社あさひのバッテリーをお持ちの方

「電動アシスト自転車用バッテリー（C301/C400）」無償交換 お客様コールセンター

電話番号：0120(220)566

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bsycle.co.jp/info/2022/10537>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：荒木、別所、上田

電話：03(3507)9204（直通）

URL：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担当：日野、山田、中谷

電話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202500566	令和7年8月23日	令和7年9月4日	ガスこんろ(都市ガス用)	PA-D306WG-L	株式会社パロマ	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品に起因するののか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A202500568	令和7年7月19日	令和7年9月5日	電動アシスト自転車	PA20BXLR	ヤマハ発動機株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品のバッテリーを充電中、バッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、電池パックの不具合により、発火に至ったものと考えられる。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年9月2日 令和4年4月5日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 68.0%
A202500569	令和7年8月3日	令和7年9月5日	電動アシスト自転車	PA20KXL	ヤマハ発動機株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品のバッテリーを充電中、異音とともにバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。事故の原因は、現在、調査中であるが、電池パックの不具合により、発火に至ったものと考えられる。	群馬県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月28日 令和4年4月5日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率: 68.0%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500560	令和7年8月5日	令和7年9月4日	エアコン(室外機)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月27日
A202500561	令和7年8月12日	令和7年9月4日	布団乾燥機	火災	事業所に設置した乾燥機本体の内に当該製品を置いて使用した後、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	熊本県	
A202500562	令和7年8月22日	令和7年9月4日	フードミキサー(フードプロセッサ)	火災	当該製品で調理中、当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202500563	令和7年8月25日	令和7年9月4日	エアコン(室外機)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品から出火したののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	製造から10年以上経過した製品
A202500564	令和7年8月25日	令和7年9月4日	エアコン	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から20年以上経過した製品
A202500565	令和7年8月23日	令和7年9月4日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	令和7年9月4日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202500567	令和7年7月20日	令和7年9月4日	椅子	重傷1名	当該製品を使用中、座面と脚の取付け部が破損し、転倒し、負傷した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月26日
A202500570	令和7年8月7日	令和7年9月5日	電動アシスト自転車	重傷1名	使用者(70歳代)が当該製品で走行したところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月27日
A202500571	令和7年8月27日	令和7年9月5日	液晶テレビ	火災	宿泊施設で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するののか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	岩手県	令和7年9月4日に消費者安全法の重大事故等(液晶ディスプレイモニター)として公表済

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500572	令和7年6月29日	令和7年9月5日	電気掃除機(自走式)	火災	当該製品を充電中、異音とともに火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和7年7月10日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月28日 令和7年8月8日に公表したコンセントに関する事故(A202500427)と同一 令和7年8月8日に公表した扇風機に関する事故(A202500428)と同一
A202500573	令和7年6月19日	令和7年9月5日	映像録画装置(防犯カメラ用)	火災	当該製品のカメラ及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月28日
A202500574	令和7年8月22日	令和7年9月5日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	
A202500575	令和7年8月28日	令和7年9月5日	扇風機	火災	飲食店で当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	製造から50年以上経過した製品 長期使用の扇風機について「使用上の注意の呼び掛け」を実施(特記事項を参照)
A202500576	令和7年7月4日	令和7年9月5日	電動工具(ブローアー)	火災	駐車場で当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年8月26日
A202500577	令和7年1月18日	令和7年9月5日	噴霧機(充電式、携帯型)	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年7月8日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202500578	令和6年11月19日	令和7年9月5日	噴霧機(充電式、携帯型)	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年11月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202500579	令和7年8月5日	令和7年9月5日	ドローン	火災	当該製品を操作中、当該製品が墜落し、その周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	鹿児島県	
A202500580	令和7年8月14日	令和7年9月5日	レーザー墨出し器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	北海道	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし